

提出されたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方
 <「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	監督指針および金融 検査マニュアル全般	「実質的に経営権を有している者」等の定義・範囲については、それぞれの企業の実態を踏まえて、各金融機関において、個別に判断するという理解でよいか。 例えば、経営者ではないが、実質的に経営に深く関与している家族従業員等（配偶者や子息等）は実質的に経営権を有している者という理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、個別の事例においては、本監督指針を踏まえ、保証契約者本人の経営への実質的な関与の度合いなど実態に即し、個々に判断されるべきと考えます。
2	監督指針および金融 検査マニュアル全般	「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」に向けた金融機関の取組みについては、各金融機関の自主的な経営判断により実施されるべきものであることから、「各金融機関が自主的な経営判断により行うべきものであることに留意する。」ことを明確化するべきではないか。 また、あくまでも努力義務であることから、「～することとしているか」等の表現を、「～するよう努めているか」に修正するべきではないか。	経営者以外の第三者の個人保証については、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘があることにも鑑み、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの政策的観点も踏まえ、各金融機関において適切に取り組むべきものであると考えます。 また、これらの取組みに当たっては、適切な説明責任を果たすことも必要であることから、お示した記載としています。
3	監督指針および金融 検査マニュアル全般	本監督指針等の適用について、本監督指針等の施行後から新たに締結する保証契約が対象となるかの理解でよいか。 また、根保証付手形貸付の書換継続や個人連帯保証契約の更新（継続）の場合などについてはどのように考えればよいか。	本監督指針等において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」に係る着眼点は、施行日以降の契約について適用されます。また、「保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進」に係る着眼点は、施行日以降の対応について適用されます。 なお、根保証付手形貸付の書換継続や個人連帯保証契約の更新（継続）などの契約については、金融機関が新たに個人連帯保証契約を締結する場合には、本監督指針を踏まえた対応が求められることとなります。
4	監督指針および金融 検査マニュアル全般	①既に保証している証書借入について、金融機関に対し、保証を外していただくよう要請することは可能と理解してよいか。 ②手形借入の場合、期日書換えで更新（継続）しているケースが多いが、書換えの際に、金融機関に対し、第三者の保証を外していただくことは可能と理解してよいか。 ③このような要請をした場合、金融機関から書換えを拒否されるといった圧力を受ける可能性を感じるが、そのようなことにはならないか。	本監督指針等において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」に係る着眼点は、施行日以降の契約について適用されます。また、「保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進」に係る着眼点は、施行日以降の対応について適用されます。 なお、個別の事例においては、本監督指針を踏まえ、金融機関と保証人との関係の中で、実態に即して、個々に判断されるべきと考えます。
5	監督指針および金融 検査マニュアル全般	既存の保証契約については、一律に全ての第三者保証契約の解除が求められるものではなく、長期延滞中であるとか破綻懸念先以下であるなどといった主債務者の状況や、他の利害関係者の同意が得られないなど、場合によっては、引き続き、第三者保証契約をお願いするケースも認められるとの理解でよいか。	経営者以外の第三者との個人連帯保証契約について、一律に全て解除が求められるものではありません。 なお、個別の事例について、金融機関が個人連帯保証契約を締結するかどうかを判断する場合には、本監督指針を踏まえた対応が求められることとなります。
6	監督指針および金融 検査マニュアル全般	経営者以外の第三者との保証契約を解除する際、他の利害関係者の了解が得られない場合であっても保証契約を解除しなければならないという理解でよいか。	個別の事例においては、本監督指針を踏まえ、金融機関と保証人との関係の中で、実態に即して、個々に判断されるべきと考えます。
7	監督指針および金融 検査マニュアル全般	金融庁が所管している各業態において、他に同様の保証を要求しているケースについても、一律に見直しをするべきではないか。	貴重なご意見として承ります。
8	監督指針および金融 検査マニュアル全般	適法に締結された保証契約について、当局が過度な干渉を加えることは、当事者間の自由かつ公正な契約を阻害するものであり、取引の安定性にも関わることから、この点にも十分に配慮いただきたい。	貴重なご意見として承ります。
9	監督指針および金融 検査マニュアル全般	経営者以外の第三者の個人連帯保証の取得を「例外」として位置付け、当局が過度な監督・規制を行うと、金融機関独自の与信判断の選択肢を狭め、結果として中小企業者への金融支援の手段を狭めることにも繋がりがかねない。 ひいては、物的担保の追加差入や貸出金利の引上げ等を求めざるを得ないケースも想定され、かえって中小企業者に負担をかける結果にもなりかねない。 本監督指針の改正等により、結果として、中小企業者の資金調達幅を狭めることとならないよう、当局としても十分に配慮していただきたい。	貴重なご意見として承ります。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
10	監督指針および金融検査マニュアル全般	<p>本監督指針で示されている「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等」については、住宅ローンや無担保ローン等といった個人ローンは対象外であり、法人向け融資および個人事業主向け融資が対象となるとの理解でよい。</p> <p>また、物上担保も対象外との理解でよい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
11	監督指針および金融検査マニュアル全般	<p>小規模企業・個人事業主は、自らの信用力を補完するため、親族等の限られた範囲で、互いに保証し、資金供給を受けている場合もある。</p> <p>こうした信用補完は、相互扶助の理念と合致するものであり、民法上で認められている第三者保証を、原則として一律に禁止することは、結果として、経営基盤が弱く、十分なキャッシュフローが確保できていない先に対する円滑な資金供給ができて阻害される恐れがあることを大いに懸念している。</p> <p>本監督指針において、例外規定として盛り込まれている信用保証協会の考え方とは、こうした相互扶助の理念に基づく経営者以外の第三者による個人連帯保証も当然例外として含まれているという理解でよい。</p>	<p>「協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合」であり、適切な説明責任が果たされることが前提とすれば、貴見のとおりです。</p> <p>なお、個別の事例においては、本監督指針を踏まえ、金融機関と債務者との関係の中で、実態に即して、個々に判断されるべきと考えます。</p>
12	<p>監督指針および金融検査マニュアル全般</p> <p>(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①ホ.</p> <p>(中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ホ.</p>	<p>「経営者」の定義を明確にしていきたい。</p> <p>経営者および実質的に経営権を有している者(経営者以外の第三者個人の例外範囲)には、少なくとも代表取締役、オーナー、取締役、監査役、経営に影響のある旧役員、大株主、スポンサー、後継者・事業承継者、個人事業主は該当するとの理解でよい。</p> <p>さらに、先代経営者や個人事業主の家族も経営者に含まれるとの理解でよい。</p> <p>また、「経営権を有している者」等については、案件に応じて各行で判断する必要があるとの理解でよい。</p>	<p>個別の事例については、本監督指針を踏まえ、保証契約者本人の経営への実質的な関与の度合いなど実態に即し、個々に判断されるべきと考えます。</p> <p>先代経営者や個人事業主の家族については、基本的に、本監督指針における経営者には含まれません。</p> <p>なお、これらの者が、経営者以外の第三者個人の例外範囲に含まれるかについては、個別の事例において、本監督指針を踏まえ、保証契約者本人の経営への実質的な関与の度合いなど実態に即し、個々に判断されるべきと考えます。</p> <p>貴見のとおりです。</p>
13	<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)</p> <p>(中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)</p>	<p>金融機関が使用している「銀行取引約定書」の担保条項から、「債務者が銀行の要求により、保証人を差し出す」旨の条項をなくすように、監督指針に記載すべきではないか。</p>	<p>金融機関において使用する約定書の個別の条項については、基本的に、各金融機関が自主的に判断するべき事項と考えます。</p> <p>なお、個別の事例において、金融機関が個人連帯保証契約を締結するかどうかを判断する場合には、本監督指針を踏まえた対応が求められることとなります。</p>
14	<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①ホ.</p> <p>(中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ホ.</p>	<p>金融機関においては、経営者以外の第三者と個人連帯保証契約を締結するに当たっては、金融機関の把握している主債務者の事業内容、収入、財産状況、当該融資の用途等保証契約締結の判断に必要な主債務者の情報について、連帯保証人に説明すべき旨を定めるべきではないか。</p>	<p>経営者以外の第三者と根保証契約を締結する場合には、原則として、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況については、情報を提供することが求められると考えます。</p> <p>なお、その他の主債務者に関する情報については、主債務者と当該保証人との関係等を踏まえ、実態に即して、個々に判断されるべきと考えます。</p>
15	<p>(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①ホ.</p> <p>(中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ホ.</p>	<p>保証人について、例えば、時の経過により、「経営者以外の第三者」であった者が、「経営者」となり、さらに、「経営者以外の第三者」と立場が変わっていく場合、「経営者」と「経営者以外の第三者」を判定する時期をどのように考えるかご教示いただきたい。</p> <p>また、保証契約締結時には「経営者」であった者が、後日(保証債務履行請求時など)に「経営者以外の第三者」になっていた場合、改めて「特段の説明」の義務が付加されるのか確認させていただきたい。</p>	<p>「経営者」か「経営者以外の第三者」であるかを判定する時期は、本監督指針施行後の個々の保証契約締結時(契約前の説明時を含む)です。</p> <p>なお、保証契約締結時に経営者であった者が、後日、経営者以外の第三者になったとしても、本項目における「特段の説明」が必ずしも付加されるものではありません。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
16	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①ホ. (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ホ.	<p>「特段の説明」とはどの程度の内容・方法を想定しているのかご教示いただきたい。</p> <p>既に、保証の法的効果、保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性について、個別事案(保証人が負うリスク)ごとにしっかり説明する態勢を整備していれば、追加的な対応は必ずしも必要ないとの理解でよい。</p>	<p>本項目における「特段の説明」は、原則として、「経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があること」についての説明となります。</p> <p>また、既に、保証の法的効果、保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性について、個別事案(保証人が負うリスク)ごとに、例えば、経営に実質的に関与していない経営者以外の第三者に対して、「経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があること」についての説明がなされているのであれば、追加的な対応は必ずしも必要ありません。</p>
17	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①ホ. (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ホ.	<p>「説明を受けた旨の確認」は、口頭での確認および当該確認の面談記録による対応でもよいとの理解でよい。書面徴求は必須ではないとの理解でよい。</p> <p>さらに、「特段の説明」および「説明を受けた旨の確認」については、経営に実質的に関与していない経営者以外の第三者のみ必要との理解でよい。</p>	<p>保証人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、積極的に連帯保証契約の申し出を行った場合(「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における例外3. と同旨)については、当該申し出が債権者から要求されたものではなく、自発的な申し出であることの客観性を確保することが重要であると考えます。</p> <p>このため、本監督指針において、「(注)契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について金融機関から要求されたものではないことを確認しているかに留意する。」を追加いたします。</p> <p>貴見のとおりです。</p>
18	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①ホ. (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ホ.	<p>「経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか」への対応について、金融実務においては、保証人に対し、保証契約に関する重要事項を説明の上で最終的な保証意思の確認として契約書への自署を求めているが、引き続き、こうした対応でよいか確認させていただきたい。</p>	<p>保証人に対し、保証契約に関する重要事項を説明のうえ、最終的な保証意思の確認として契約書への自署を求めている場合など、例示のケースにおいては、保証人が当該説明を受けたことを客観的に把握できる対応であると考えられます。</p> <p>なお、契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った者である場合には、それに加えて、金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について金融機関から求められたものでないことが確保されていることが必要となります。</p>
19	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①ヘ. (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ヘ.	<p>本監督指針において、「経営に実質的に関与していない第三者」との表現から「経営者以外の第三者」との表現に変更されているが、表現を変更した趣旨を確認させていただきたい。</p>	<p>本監督指針においては、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘があることにも鑑み、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの政策的観点から、信用保証協会の運用での経営者以外の第三者個人の例外範囲を例示しながら、お示しした記載としております。</p>
20	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①ヘ. (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ヘ.	<p>本監督指針において、「原則として」との表現が追加された趣旨を確認させていただきたい。例外として、保証人への情報提供を行わないことも想定されるという理解でよい。また、例外が認められる場合とは、どのような場合を想定しているのかご教示いただきたい。</p>	<p>例外としては、経営者以外の第三者の保証人が、経営に実質的に関与していることから被保証債務の残高・返済状況について知悉している場合等を想定しております。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
21	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)② (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)②	金融実務においては、担保提供者に連帯保証をお願いしている背景として、担保提供者の協力を仰ぐことで、より有利な条件で担保を売却し、債権回収と同時に債務者の借入圧縮を進めるといった目的がある。 従って、担保提供者については、連帯保証人であることを認めるべきではないか。	担保提供者について、物上保証に加え、さらに連帯保証契約を締結することを一律に制限するものではありません。 なお、個別の事例において、金融機関が個人連帯保証契約を締結するかどうかを判断する場合には、本監督指針を踏まえた対応が求められることとなります。
22	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)②ハ、b (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)②ハ、b	各種の制度融資等において、第三者保証人(複数の連帯保証人を要件としている場合で、第三者の個人連帯保証を含めない要件を具備できない場合を含む。)を要件として定めている場合には、制度上必要であるという理由から、経営者以外の第三者と個人連帯保証契約を締結する客観的合理的理由があるという理解でよいのか。	個別の事例においては、本監督指針を踏まえ、実態に即して、個々に判断されるべきと考えます。 例示のケースにおいては、客観的合理的理由はあると考えられますが、当該保証人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った者である場合には、それに加えて、金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について金融機関から求められたものでないことが確保されていることが必要となります。
23	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)②ハ、b (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)②ハ、b	「当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由」には、少なくとも「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」において、「特別な事情がある場合」として掲げられている事由が該当するという理解でよいのか。 また、客観的合理的理由として、上記以外に想定されている事由があれば、ご教示いただきたい。	貴見のとおりです。 なお、「当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由」として、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」において、「特別な事情がある場合」に該当するといった説明だけでは不十分です。 直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘があることにも鑑み、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」とするとの政策的観点を踏まえながらも、結果として金融機関において当該第三者と保証契約を締結するに至った客観的合理的理由の説明が求められることとなります。
24	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)③イ. (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)③イ. (金融検査マニュアル) 顧客保護等管理態勢チェックリスト Ⅱ-1(1)③(ⅱ)	保証意思の確認に当たっては、「契約者本人の経営への関与の度合い」を確認することとされているが、これは、経営者と経営者以外の第三者を実態に応じて金融機関として判断するために必要であるとの理解でよいのか。	貴見のとおりです。
25	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)③イ. (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)③イ.	借入を増加させた経営者が交代等により「経営者以外の第三者」となった場合、一律に経営責任を負わないことはモラルハザードに繋がりがかねない。 このような場合、これまでの経営への関与の度合いを勘案して、引き続き、保証人とすることも許容されるとの理解でよいのか。	貴見のとおりです。 先代経営者は、基本的に、本監督指針における経営者には含まれませんが、経営者以外の第三者個人の例外範囲に含まれるかについては、個別の事例において、本監督指針を踏まえ、保証契約者本人の経営への実質的な関与の度合いなど実態に即し、個々に判断されるべきと考えます。
26	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(6)③ (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(6)③	経営者以外の第三者の保証人に対し、延滞債権の回収など一連の各種手続きについて、「正確な情報を提供する」とあるが、当該手続きに先立ち、時間的余裕をもって、その手続きの趣旨や効果を説明することでよいとの理解でよいのか。	貴見のとおりです。 なお、個別の事例においては、これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況等に応じ、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するための適切な対応が求められることとなります。
27	(主要行等) Ⅲ-7-2(1) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(1)	「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止において」において定められた例外的に第三者による保証を許容する範囲は広すぎるものであり、妥当ではない。 例外についてより厳格な基準を策定すべきではないか。	貴見のとおりです。 「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」において、「特別な事情がある場合」とされているものは、「実質的に経営権を有している者」など経営者に準ずる者や、「事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合」とされており、公的金融機関の運用基準として実務上定着していることもあり、例外的に第三者による保証を許容する範囲が広すぎるものであるとは考えておりません。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
28	(主要行等) Ⅲ-7-2(1) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(1)	保証被害を生じさせないためには、経営者以外の第三者のみならず、経営者に対しても保証を求めないとの慣行を確立することを目標とし、経営者保証から脱するための仕組みの構築を金融機関に求める指針を定めるべきではないか。	一般に、多くの中小企業においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資において、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合があり、このような経営者に対する個人保証について一律に制限することは、当事者間の自由かつ公正な契約を阻害するものであり、かえって円滑な金融の支障となる可能性が高いことから好ましくないものと考えます。 なお、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスを失わせたり、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかと指摘があることに鑑み、金融機関が保証人に保証債務の履行を求める場合には、本監督指針を踏まえ、きめ細かな対応が求められることとなります。
29	(主要行等) Ⅲ-7-2(1)参考1 (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(1)参考1	事業に従事していない配偶者を連帯保証人とする場合、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」において、例外として掲げられている「特別な事情がある場合」に該当しないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」においては、「経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)」が「特別な事情がある場合」として示されており、他に示されている「実質的に経営権を有している者」や「事業承継予定者」など経営者に準ずる者や、「事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合」に該当しない限り、事業に従事していない配偶者については、「特別な事情がある場合」には該当いたしません。
30	(主要行等) Ⅲ-7-2(1)参考1、2 (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(1)参考1、2	「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」においては、経営者以外の第三者の取扱いについて、「実質的な経営権を有している者」、「事業承継予定者」など、その実態に応じて判断することとされている。 この考え方は、本監督指針における「経営者」等についても同様であり、金融機関において、「経営者」や「経営者以外の第三者」(保証人として求めることが可能な場合等)について、その実態に応じて判断することが許容されているとの理解でよいか。	貴見のとおり、一律的な対応を求めるものではありません。 なお、個別の事例においては、本監督指針を踏まえながら、保証契約者本人の経営への実質的な関与の度合いなど実態に即し、個々に判断されるべきと考えます。
31	(主要行等) Ⅲ-7-2(1)参考3 (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(1)参考3	保証契約時の連帯保証の申し出が「自発的」であることの確認は、口頭での確認および当該確認の面談記録による対応でもよいとの理解でよいか。 また、金融機関が、保証債務の履行を求める場合に、「自発的な連帯保証の申し出」であったことを客観的に立証できないことのみをもって保証契約自体が無効になることはないとの理解でよいか。	保証人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、積極的に連帯保証契約の申し出を行った場合(「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における例外3. と同旨)については、当該申し出が債権者から要求されたものではなく、自発的な申し出であることの客観性を確保することが重要であると考えます。 このため、本監督指針において、「(注)契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について金融機関から要求されたものではないことを確認しているかに留意する。」を追加いたします。 また、金融機関が、保証人に保証債務の履行を求める場合に、保証契約締結時に保証人が「自発的な連帯保証の申し出を行ったこと」について、金融機関が客観的に立証できないことのみをもって、保証契約自体が必ずしも無効になることはないものと考えます。
32	(主要行等) Ⅲ-7-2(1)参考3 (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(1)参考3	債務者が、自らの資金調達のために、経営者以外の第三者に保証参加を要請し、当該第三者がこれに応諾し、金融機関に保証参加を申し出た場合、「協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行った」場合に該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、金融機関から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について金融機関から求められたものでないことが確保されていることが必要となります。
33	(主要行等) Ⅲ-7-1、Ⅲ-7-2(2) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-1、Ⅱ-10-2(2)	「きめ細かな対応」とは、保証履行時に、保証人の生活実態や履行能力等に配慮し、「保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法」について個別事案ごとに柔軟に対応することが求められるという趣旨であるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、個別の事例において、金融機関が保証人に保証債務の履行を求める場合には、本監督指針を踏まえ、きめ細かな対応が求められることとなります。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
34	(主要行等) Ⅲ-7-2(1) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(1)	①全ての銀行融資は、個人保証は代表者1人に限定する。 ②担保がある場合は、個人保証は代表者1人に限定する。 のいずれかの法制化、もしくは、指導をしていただきたい。	一般に、多くの中小企業においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資において、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合があり、経営者に対する個人保証について、例えば代表者1名に限定するなど一律に制限することは、当事者間の自由かつ公正な契約を阻害するものであり、かえって円滑な金融の支障となる可能性があることから好ましくないものと考えます。 なお、個別の事例においては、本監督指針を踏まえ、保証契約者本人の経営への実質的な関与の度合いなど実態に即し、個々に判断されるべきと考えます。
35	(主要行等) Ⅲ-7-2(2) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(2)	保証履行時における対応を具体化して下記基準を設けていただきたい。また、既に保証契約が締結された事案においても、金融機関が保証債務の履行を求める際には、この基準が実効的に適用されるようにしていただきたい。 ①保証人の年収の3分の1を超えて、保証の履行を求めはならない。 ②保証人の自宅もしくは生業に不可欠な不動産からの回収をしてはならない(売却を迫ること、競売申立てをするなど)。 ③給料生活者の保証人の給料、退職金、自営業者の保証人の売掛金を差し押さえてはならない。	当局が一律の取扱いに制限することは、当事者間の自由かつ公正な契約を阻害するものであり、かえって円滑な金融を阻害する可能性があることから好ましくないものと考えます。 なお、個別の事例において、金融機関が保証人に保証債務の履行を求める場合には、本監督指針を踏まえ、きめ細かな対応が求められることとなります。
36	(主要行等) Ⅲ-7-2(2) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(2)	保証人等の生活状況によっては、元本の全部もしくは一部債務免除をすべきことを明示して、保証人及び個人事業主たる主債務者の生活の保護の実効性を高めるべきではないか。	本監督指針において、「保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とする」としており、金融機関において、その責任の度合いに留意したうえで、保証人等の生活状況等によっては、元本の全部もしくは一部債務免除などといった対応が行われることも排除していません。 なお、個別の事例において、金融機関が保証人に保証債務の履行を求める場合には、本監督指針を踏まえ、きめ細かな対応が求められることとなります。
37	(主要行等) Ⅲ-7-2(2) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(2)	保証人の資力に比して、過大な責任を負う保証契約締結を禁止するものとし、金融機関において過大な責任を負う保証契約の締結を禁止するとの方針を定め、当該方針を担保するための内部体制の構築がなされているかどうかといった監督指針を策定すべきではないか。	当局が一律の取扱いに制限することは、当事者間の自由かつ公正な契約を阻害するものであり、かえって円滑な金融の支障となる可能性があることから好ましくないものと考えます。 なお、個別の事例において、金融機関が保証人に保証債務の履行を求める場合には、本監督指針を踏まえ、きめ細かな対応が求められることとなります。
38	(主要行等) Ⅲ-7-2(2) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(2) (金融検査マニュアル) 金融円滑化編チェックリスト Ⅲ-1①(x)	「保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法」とは、実際の保証履行金額への配慮が必要との理解でよいか。	金融機関が保証人に保証債務の履行を求める場合には、その責任の度合いに留意しつつ、保証人の資産・収入等の生活実態を十分に踏まえ、弁済方法や保証履行金額等について、きめ細かな対応を行うことを念頭に置いており、保証履行金額への配慮に限定したものではありません。
39	(主要行等) Ⅲ-7-2(2) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(2) (金融検査マニュアル) 金融円滑化編チェックリスト Ⅲ-1①(x)	「保証人の履行能力」について、保証人が資産開示等に非協力的であることが理由で「合理的な負担」が算定できない場合など、履行能力の判断自体が困難なケースも想定されるため、当局としても十分に配慮していただきたい。	貴重なご意見として承ります。
40	(主要行等) Ⅲ-7-2(2) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(2) (金融検査マニュアル) 金融円滑化編チェックリスト Ⅲ-1①(x)	「責任度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法」について、個別事案ごとに柔軟に対応することが求められるという趣旨であるとの理解でよいか。	貴見のとおり、一律的な対応を求めるものではありません。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
41	(主要行等) Ⅲ-7-2(2) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(2)	業況不安定な融資対象先から、代表者保証のみを取得し、第三者保証人という理由で他の保証を取得せず、結果として当該融資先が破綻等に至り、金融機関の収益が悪化した場合、金融機関に対し株主代表訴訟等が起きる可能性がある。このような場合の、第三者保証取得と株主代表訴訟等との関係をご教示いただきたい。	直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘があることに鑑み、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの政策的観点を踏まえながら、銀行の財務の健全性の確保という観点とも両立させた合理的な判断において、各金融機関において適切に取り組むべきものであると考えます。
42	(主要行等) Ⅲ-7-2(2)参考2 (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(2)参考2	例えば、アパートローン(個人事業主向け融資に該当)において、債務者が高齢者であり、相続予定者1名以上を保証人とし、債務者が死去した際は相続予定者として保証人となった者が債務引受により主債務を負うケースがある。このようなケースは、「事業承継予定者が連帯保証人となる」ケースと類似するものであり、「特別な事情」に該当するとみなすことも許容されるという理解でよいか。 また、これ以外の場合であっても、ここで示されている「特別な事情」の意図・趣旨等に鑑み、各行で柔軟な対応・方針をとることが許容されるという理解でよいか。	貴見のとおり、一律的な対応を求めるものではありません。 「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」においては、「事業承継予定者」が「特別な事情がある場合」として示されており、この考え方は、本監督指針においても同様です。 なお、個別の事例においては、本監督指針を踏まえ、保証契約者本人の経営への実質的な関与の度合いなど実態に即し、個々に判断されるべきと考えます。
43	金融検査マニュアル 全般	金融庁検査においては、個々の事案について指摘されるのではなく、銀行としての態勢整備面の確認がなされるとの理解でよいか。第三者保証を取得している個々の案件の明細の提出は求められないという理解でよいか。	検査では、必要に応じて個別事案の検証を行いつつ、監督指針の改正を踏まえた態勢面の実効性について検証することが考えられます。
44	金融検査マニュアル 新旧対照表 金融円滑化編チェックリスト Ⅲ. 1. ①(X)	「各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う」とされた、所謂出口問題については、償却時の税法上の問題等もあわせて検討されて然るべき。仮に債務者の支払い能力を超える負担を求めないとした場合も、負担を求めない金額に対する無税直接償却が可能となるように基準(基本通達9-6-2)の緩和を同時に検討していただきたい。	貴重なご意見として承ります。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
----	------	---------	---------